

新出田中親美氏旧蔵  
「藤原定家筆書状案」の紹介と考察

小島孝之

一

現在、某家に所蔵される田中親美氏旧蔵の書状を調査する機会を得た。たいへん興味深いものなので、紹介と考察を試みたい。写真撮影をお許しいただいたので、まずその写真を掲げよう（図1）。

これは以下のように読むことができよう。なお、法量は縦三〇・一cm、横四七・二cmである。

賀秉燭以後令祇  
候給哉略儀不定也  
不及御束帯候歎

九月廿一日 定家

新蔵人殿

すみよしの松かねあらふ

しきなみに

いのる

みかけハ

ちよもかハらし

明夕廿三日可遂拜

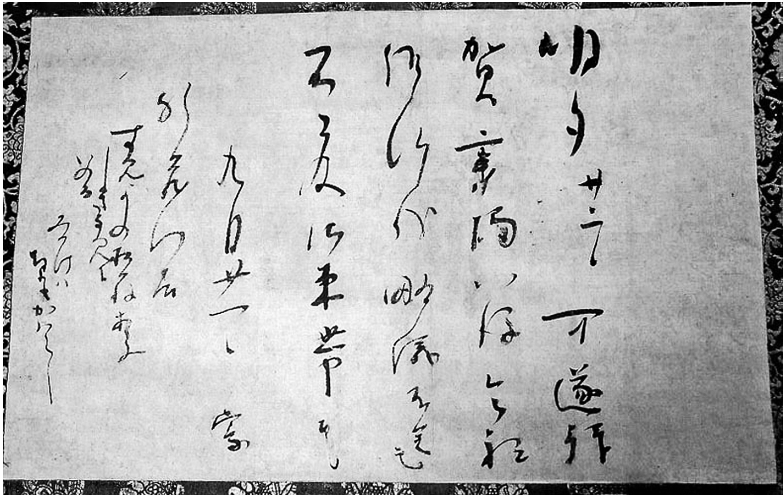


図 1

読みにくい箇所があり、若干疑問が残る点についてまず述べておきたい。三行目末尾の小字で書かれている三字は読解困難である。一字目の「不」は問題ないが、二字目の「定」は困る。この崩し方は読めない。強いて読めば「定」であろうか、という程度にしか言えない。三字目の「也」はさらに怪しい。「是」と読む可能性も排除できないと思う。しかし、文字の大きさから考えると、末尾の三字は、上の「略儀」の注記と考えるべきなのではなからうか。小さい字で狭い余白に行をずらして無理やり押し込んで書いている体裁は注記だからであろう。「不定也」と一応読んでおく。

以上のようなわけで、完璧を期することが出来ないが、手紙の本文は次のように読み下し、意味を解説することができるであろう。

「明夕廿二日拝賀を遂ぐべし。秉燭以後、祇候せしめ給ふや。略儀不定也にて、御束帯に及ばず候か。

九月廿一日 定家

新藏人殿

意味は、「明日（廿二日）の夕刻、拝賀を行います。秉燭（灯りを点けた）後に祇候させなさるでしょうか。

略儀（定まっています）なので、御束帯には及ばない  
のではありませんか。

九月廿一日 定家

新藏人殿」

現代語訳で難しいのは、「令」と「給」の敬語の扱いである。「令」は一応、使役の用法であると考えておく。「祇候」するのは定家であるから、「祇候させる」のは相手方であり、その行為に対して尊敬語の「給」を付す、という文の構造なのである。よって、「祇候させなさる」と訳してみた。「束帯」には「御」という尊敬の接頭辞が付いているから、相手方の装束を指していると思われる。以上のように理解すると、この手紙は、「明日の夕刻拝賀を行います」が、乗燭の後に祇候をお許しになるでしょうか。略儀なので、わざわざ正装の束帯で来ていただく必要はないでしょう」というような意味になるかと思われる。拝賀のために祇候を許される時刻を問い合わせるのに合わせて、その折の服装について、略儀で行いたいので、藏人も正装の束帯でなくてよいのではないかと尋ねているのだと思われる。

これが、いつの手紙であるかを考える鍵は、九月廿二日

の拝賀である。定家の日記『明月記』で「拝賀」の記事を探せばよいはずだ。答えは簡単に見出せる。建暦元年（一二二一）九月二十二日である。日記には、以下のようにかなり詳細に記されている。<sup>1)</sup>

廿二日、辛未、遂拝賀日也。車榻等申請大納言殿、

密々に私牛童取寄殿、依略儀也、下襲表袴日也、但無半臂、仍

又請源中納言用之、帶劔等用自物、有文帶蠶細劔也、抑昨

日警固、八条院農舞、今日着陣以後可參内、而史遲參間、

時刻推移云々、少将參着陣、警固又同、無他人云々、所示送

也、但着陣已了、未仰開闢事云々、仍先參院、前驅二

人、判官代大夫長邦、左近大夫兼宣上西門院藏人、雜色平礼、車副

如例、平礼灰尻、牛童、赤色、黄衣、相具退紅仕丁、人々説

不同、然而付此説了、藏人家資、不可憚布衣由約束、申之、

舞踏自上廻、両女院御方共無藏人、申入女房不拜、次

參太相国、称出行由不拜、參陰陽門院、藏人申之、一二拜、

此間雨又休止、次參殿、藏人大夫以輔称御出由、不拜、次

參承明門院、前民部大輔称無六位由、申之、殊過差之

由示之、舞踏、次參新院、藏人家時申之、拜舞、次參

内、經敷政門院、陣座前也、兵衛尉惟長申之、拜舞

了、又出逢仰昇殿、次入無名門、揖昇沓脱、脱沓着

座、揖了安座、次揖退下、出無名門代了、又昇中門、  
自上參宮御方、共八廻門外、宮司朝房出逢、二拜退出、  
參七条院、申入女房、次殿大納言殿、業賢示御出由、  
帰家、咳病尤甚、

この時、定家は五十歳、九月六日には姉の健御前を通じて卿二位兼子（後鳥羽院の乳母範子の妹）に藏人頭に任官できるよう訴えたが、翌日の七日の除目では、藏人頭には源通方（範子の再婚相手源通親の子）が任じられ、定家はその代わりに、侍従に任じられ、加えて三位の位に叙されたのであった。この任官叙位が必ずしも定家の意に沿うものではなく、「己に生涯の本望を失ひ、先づ悲涙を拭」う体のことではあったが、侍従叙三位も第二希望であつて、喜ぶべきことには違ひなかつた。このあたりのことは、久保田淳著『藤原定家』に主に『明月記』に依りつつ詳細に描かれている。<sup>(2)</sup>

さて、叙位任官の拝賀を九月十六日に行なおうとしたのだが、十四日に院の御所で発生した穢れのために参内昇殿を憚るべしということになり、延引せざるを得なくなつた。そこで、二十二日に拝賀を實行しようとしたところ、前日の二十一日に八条院の薨奏があつた。しかし、今度は

内裏や院御所の穢れではないので、拝賀を實行することになつたのである。宮中では昨日の八条院の薨葬の警固からの着陣などがあり、それらが済んだあとで参内することになる。あちらこちらを拝賀に廻るが、撰政（大相国）など外出中ということで拝することができなかつたり、女院御所などでは、女房に申し入れただけで拝さなかつたり、かなり大変そうだ。帰宅後からこの頃の持病の咳に悩まされることになり、この後しばらく日記には「咳病」、「所勞」の記述が連日のように続く。

この『明月記』の記述と、書状の内容はよく符合する。特に記述が合致する箇所には傍線を付したが、この拝賀が略儀であることは、日記の冒頭近くに記されている。また、「藏人家資、不可憚布衣由約束、申之」の記述から、服装は「布衣」という略装にすることを、「藏人家資」と約束してあつたとわかる。この記述から、本書状の宛先の「新藏人」が家資であることもわかる。『明月記』に家資の名が登場するのは、この日の記事が初めてだから、彼が藏人に任じられたのは、比較的この日に近い時だったのではなからうか。「新藏人」という呼称も、彼が新任の藏人であつたことを示している。

以上で書状の内容の検討はほぼ終わりである。残るは末尾に書き込まれた歌についての検討をしておかねばならない。

## 二

この歌は、手紙の文面の残った余白に書き込んだ形だから、手許にあった反故の余白に書き込んだものと推測できる。定家の差し出した清書の書状は、相手方の蔵人の手許にあるので、それを定家が反故として利用することはできない。逆に言うと、定家が反故として利用したのだから、この書状は「案」であるということになる。「案」とは差出人が念のため手許に残す控えのことである。<sup>(3)</sup>手控えだから用が済んで必要がなくなれば反故として利用されることにもなる。定家は、後日、たまたま思いついた歌を、手近にあった反故の余白に書き留めたのである。定家の「歌入り文」と言われるものには、そのようにして歌を書き留めた体裁のものが他にもあるようで、<sup>(4)</sup>本書状案はそうしたものの一つと考えてよいであろう。歌が小さな文字で走り書きのように余白に詰め込まれている体裁からもそのように推測できる。

この「すみよしの松がねあらふしきなみに」という和歌は、定家の家集『拾遺愚草』に収められている。『国歌大観』所収歌では二八九三番歌である（『私家集大成』も底本が同じなので同番号になる）。

その詞書には、「住吉并依羅社に求子の歌よみてたてまつるべきよし、祠官申しかば、たてまつりし」とあり、右の「すみよしの松が根洗ふ」の歌と、「君が代はよさみの森のことはに」の神祇歌二首が併記されている。「求子」の歌とは、雅楽の「東遊び」の中心をなす「駿河舞」と「求子舞」の後者に由来し、神社を称える歌として作歌されるようになったものである。したがって、「住吉社」と「依羅社」を称える歌を作って奉納してくれという依頼に応えて詠んだ歌ということになる。なお、「依羅社」は「住吉社」と同じく摂津国住吉に鎮座した式内社であるが、祭神四座の内の三座が住吉社の祭神と同じであるから、この当時は住吉祠官の津守氏が依羅社も管轄していたのかもしれない。それはさて置き、この「すみよしの松がねあらふ」の歌は、依頼された二首の内の一首だということが分かる。

右の住吉祠官の依頼については、『明月記』建暦元年十

一月四日条に記述がある。

四日、夜雨、朝晴、…（以下中略）…夕退出、住吉  
経国来談之次、当社東遊歌可詠由、月来云付之事重示  
之、仍詠之、

住吉東遊和歌、 従三位侍従藤原朝臣——

すみよしの松かねあらふしきなみにいのるみかけは  
ちよもかはらし

侍従今日依番参内、夕帰来、

この『明月記』の記述から、「祠官」が津守経国であつたことが分かる。「月来云ひ付くるの事」とあるので、一か月以上前から何度か重ねて依頼を受けていたことも分かる。そこで、住吉社に奉納すべき歌を日頃から考えていたのであろう。それを思いついたので、たまたま手近にあつた反故紙に書き付けておいた、それが本書状案の余白だつたということになる。依羅社のための「君が代は」の歌はまた別の時に考えたのであろう。十一月四日に経国が訪ねて来た時には、両方の歌がすでに用意できていたので、それを経国に渡したということなのであろう。『明月記』の書きぶりから見ても、歌題と位署を記した正式に形式の整つた清書した懐紙を渡したのであろう。当然、奉納する神社

ごとに作成したはずだから、住吉神社の分には、「すみよしの……」の一首のみが書かれていただろう。

以上で、書状の内容についての検討を終る。次に、当書状案に付属する書類等について述べておく。

### 三

まず、軸装の書状を納める桐箱があり、蓋の表面に「御掛物住吉文定家筆 一幅 土屋相模守」と書かれている。この書状がある時期、土屋相模守の所有であったことが分かる。

次に、「定家住吉文證蹟藤谷中納言為賢」と上書きした紙包にくるまれた折紙がある。上書にある通り、藤谷為賢による鑑定書である（図2）。

明夕廿二日書出文

すみよしの松かね

あらふしきなみに

いのるみかけは

ちよも

かはらし

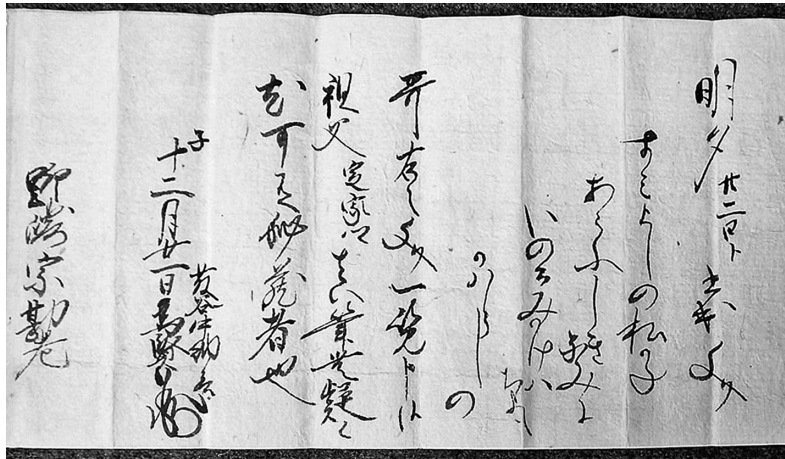


図2

の  
哥右之文一覽申候  
祖父定家卿真筆無疑候

尤可有秘藏者也

藤谷中納言

十二月廿一日為賢(花押)

野崎宗勘老

折紙の宛先である「宗勘」という人物についてはよくわからない。姓を「野崎」と読んでみたが「崎」ではないかもしれない。幽かに見覚えのある名前のような気もするのだが、思い出せない。発行者の藤谷為賢は冷泉家九代為満の次男で、文禄二年(一五九三)の生まれ、慶長十年(一六〇五)分家して藤谷家を興すことを許される。寛永九年(一六三二)従三位に叙され、寛永十九年(一六四二)五十歳の十二月二十二日に権中納言に叙任された。三年後の正保二年(一六四五)五月十五日に辞職し、以後承応二年(一六五三)七月十一日に没するまで、前権中納言であった。したがって、「藤谷中納言」と称されるのは厳密に言えば寛永十九年十二月二十二日から正保二年五月十五日ま

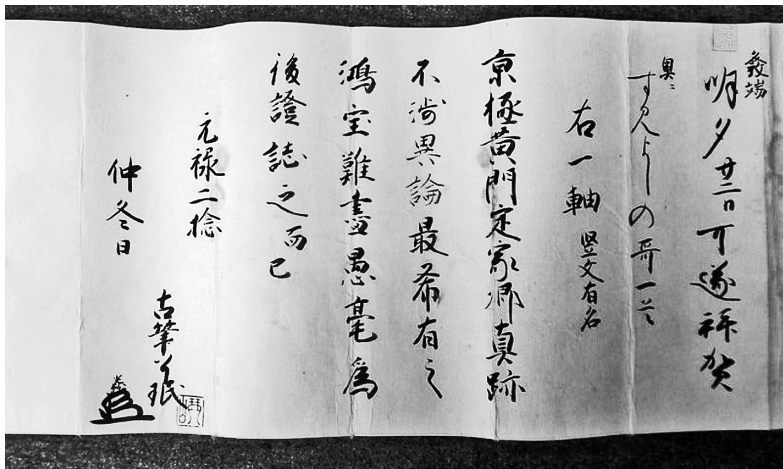


図3

での間であるが、権中納言が極官なので、辞職後も「藤谷中納言」と略称した可能性はあるので、承応二年七月十一日が下限になる。「十二月」の右肩に「子」と付記されているので、これを執筆年とすると、右の期間中の子年は慶安三年（一六四八）戌子の年となろう。すなわち、為賢がこの書状を家祖定家の真筆と鑑定したのは慶安三年だったことになろう。

次に、上書に、「定家卿住吉御一軸 證文了珉」とする外包にくるまれた古筆了珉の折紙がある（図3）。

発端

明夕廿二日可遂拜賀

奥に

すみよしの哥一首

右一軸 證文有名

京極黃門定家卿真跡

不涉異論最希有之

鴻宝難盡愚毫為

後證誌之而已

元禄二拾

古筆了珉

（琴山印）

仲冬日

（花押）



とあり、古筆家五代了珉による元禄二年（一六八九）の鑑定書である。

付属書類の三点目は、徳川家から田中親美氏に宛てた譲渡の証文である（図4）。

#### 證

一、住吉ノ文 定家筆 壹幅

右幅物御懇望ニ依リ贈呈致候也

昭和十八年六月十九日

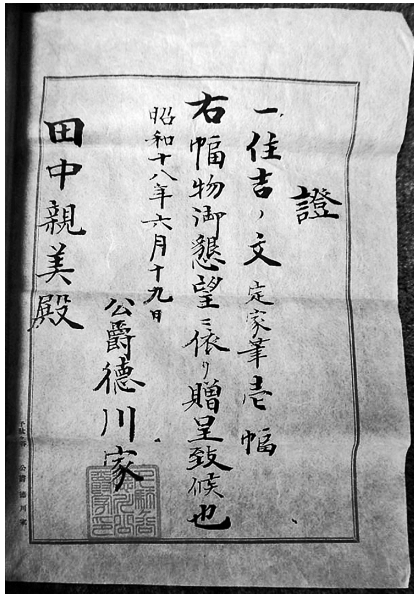


図 4

田中親美殿

公爵徳川家（印）

とある。この「徳川家」がどの徳川家であるかは印文で明らかになる。朱印で「千駄ヶ谷徳川公爵家印」と読める。すなわち、千駄ヶ谷に屋敷を持っていたのは徳川宗家である。昭和十八年ということから当主は徳川家正氏であると分かる。徳川宗家は十五代將軍慶喜の跡を田安家の家達が継いで十六代目となり、貴族院議長を長く努めるなど、明治から昭和初期にかけて政治、外交などで活躍したが、昭和十五年に亡くなった。その跡を家達の嫡男家正が十七代目を継承した。家正氏は外交官として知られる人物で、退官後は貴族院議員となり、最後の貴族院議長を務めた。古筆や骨董の趣味については特に伝えられるところがないようだが、この証文の文面から察するところ、田中親美氏に何らかの大きな仕事を依頼したその謝礼の一部として、親美氏の懇望を容れてこの書状を譲渡したということだったのであろうと推測できる。その仕事は何だったのかはまったく想像もつかない。

#### 四

以上で、本書状案の紹介報告と考察を終えるところであるが、実は本書状の写しが現存し、いろいろな所で紹介されているので、本書状との相違等について、粗々記しておきたい。

現在、野村美術館に所蔵されている藤原定家筆「住吉歌入消息」というものがそれである。『野村美術館名品図録』の98に写真と解説が掲載されている（以下「野村図録」と略称する）。この書状は、平成二十四年に徳川美術館の『徳川将軍の御成』展に、「消息 住吉歌入文」として展示されたらしい。「らしい」というのは、私はその展示について当時は何も知らなかったので実際には閲覧していないからである。ただし、その折の図録の解説文のコピーは入手できた。以下「徳川解説」と略称する）。

「野村図録」によると、この写しは「縦 二四・三 横 三四・五」とあるので、原本よりも一回り小さいようである。図録のタイトル下には、「柳宮御物」と記されているので、徳川将軍家の所蔵であったということが分かる。前

述したように原本が徳川宗家にあったのだから、「柳宮御物」という説明は原本にこそ相応しいのだが、原本と写しの両方が共に徳川将軍の持ち物だったということであろうか。また、「野村図録」の解説は、「肥瘦の甚だしい定家様の特徴がよく表れているが江戸初期の模本と考えられる。原本を読み誤ったとおもわれる誤字がみられる。」とも記している。確かに意味不明の文言があり、どうにも読めない文字もある。定家の原本と比較すると先述した判読困難な箇所を中心にかなり多くの誤写があることが明らかになる。「野村図録」の解説は次のようである。

明夕廿一日可遂拝賀、曳觸以後  
令祇候給代、略儀刷欵、是不可及  
御東帶欵

定家

九月廿一日

水藏人殿

すみよしの松かねあふ

しきなみに

いのるみかけは

書写者がそもそも読めていなかったらしく、解説不能な字形であったり、読み間違えて誤った文字に変更してしまつた箇所などがある。「廿二日」を「廿一日」と誤つたのはおそらく誤植だろう。「祇候」を「祇候」としたのも誤植であろう。「曳觸」は、『明月記』に類出する「秉燭」という言葉を知っていれば問題なく読めるのだが、書写者は「秉燭」という言葉を知らなかつたのであろう。適当に似たような字形に書いたに違いない。「徳川解説」の方は、「秉燭」という言葉を知っていたので、写しの変な文字を正しい文字に直したと思われ、「秉觸」としている。「燭」を「觸」と誤っているのは書写されている通りにしているのだからやむをえない。「祇候」も「徳川図録」は正しく翻字している。「代」は書写者の明らかな誤解で、「哉」なら、当然「ママ」は不要である。「刷欵」は、先述の通り、原本自体の判読が困難な箇所なので、書写者が適当に誤つた字形を記すのもやむを得ない。写しの四行目は「是不可及」で、前行の末尾を「是」と読んで次行の冒頭へ移動させている。しかし、これも先述したごとく、「是」は冒頭

でなく、前行末尾の三字の注記の一部であるから、誤読に基づく本文の改変をしてしまつたのではなからうか。「不可及」も原本にはない「可」を補つてしまつたに違いない。意味を理解しにくくしてしまつたと言わざるを得ない。末尾の「候歟」の「候」を見落としたのも同様に意味の把握を困難にしている。署名の「定家」を、写しは「定」<sup>(5)</sup>「家」と二文字に書いているが、原本は、「定」と「家」の二文字を草書体に崩して一つに合体させた「草名」の「定家」である。定家の真筆書状はたいがいこの草名である。この署名の字体を見ただけでも、野村の写しは、写しとすぐに分かる代物である。写しの疑問箇所はもう一つ、書状の宛先である「水藏人殿」である。藏人の呼称で、「弁藏人」とか「宰相藏人」とかいうのはありそうだが、「水藏人」などという呼称は存在しない。官職名で「水」と略すようなものはない。「源藏人」「藤藏人」のように姓の一字を略して付すことはよくあるが、「水」と略す姓名などは存在しない。現代ならば「水田」とか「水沼」とかの姓はあるが、定家の時代に藏人に成り得る家柄にそのような姓は存在しない。これは、読み間違いでなければ、誤写である。原本の「新」の崩しを読み間違えたのである。「新藏

人」については先述した。

ところで、「徳川解説」には、「野村図録」の解説にない、より詳細な来歴が記されている。引用すると以下の通りである。

この一幅は、元禄七年（一六九四）四月十日、五代將軍綱吉が土屋政直邸に御成した際に、「備前師光の太刀」「来国光の刀」「狩野探雪守定筆寿老人西王母の屏風」などとともに、政直から綱吉に献上された。徳川將軍家の藏品目録『柳宮御道具帳』に、「土屋相模守上 御成之節於宅献上」「金百枚」と記されている。

内容は、明日夕刻の拝賀の参列には束帯の着用は不要とする、藤原定家が水藏人なる人物に宛てた書状で、最後の「すみよしの松かねあらしきなみの」とする『拾遺愚草』所収の定家自詠の和歌が書き込まれている。定家六十歳ころの書風を伝えているものの、現在の眼で見ると筆致もことなり誤字があるところから、江戸時代初期の写しとみなされている。桃山時代以降「小倉色紙」をはじめとして、大名や茶人たちは、定家の筆跡を所持することを誇り、江戸時代を通じて最上の贈答品の一つとして重んじられた。本品も、

江戸時代には、値「金百枚」（千両）と評価される定家真蹟とされていた。（以下の翻字の部分は割愛する。）  
ここに見える土屋相模守から徳川綱吉に献上されたものが当該書状であるという事柄は、某家蔵原本の箱の上書と一致する。野村美術館所藏品にも土屋相模守の名を付した箱があるのだろうか。

次に、この誰が見ても明らかかな写しが、金千両に相当する最上の贈答品なのであろうか。定家の真蹟であれば、千両と評価されても不思議ではないが、この写しはどう見ても真蹟などではあり得ない。土屋政直にせよ將軍綱吉にせよ、書は専門外だと言つても、名品を数多く所持し、目にしている人々である。彼らがこれを一目見て写し物だと気付かない程度の審美眼しか持ち合わせていなかったとは俄かに信じられない。私には納得しかねるものがある。（偉そうなことを言つて恐縮である。私ごときは、その手の間違いは実のところ日常茶飯事なのだ……）

推測であるが、土屋相模守から將軍に献上されて、「柳宮御物」となった書状は、某家蔵の当該書状案だったに違いない。写しがいつ写されたのかは不明としか言いようがないが、「野崎宗勘」所持の時代か、古筆了珉が鑑定した

ころか、土屋家から將軍家に献上された後なのか、決め手はない。ただ、写しが「柳營御物」という伝承とともに伝えられたのなら、將軍家にある間に写されたということになるだろうか。

注

(1) この箇所は『明月記』の定家自筆本は残っていないようだ。国書刊行会本の本文を用いた。誤読乃至誤写の可能性のある文字もそのままにしてある。

(2) 久保田淳著『藤原定家』（ちくま学芸文庫、一九九四年十二月刊）。初出は、集英社「王朝の歌人」シリーズの一冊として、一九八四年一〇月刊。

(3) 昔、ある日の中世文学会の大会の質疑で、故福田秀一氏が、「案」とは下書きの意味ではなく、手控えのことを言うのだ、と若い研究者に論じていたことを思い出す。

なお、『日本古典籍書誌学辞典』（岩波書店、一九九九年三月刊）には、「案文」の見出しで、「控えと下書きと二つの意味をもつ」と説明されている（平林盛得氏執筆）。したがって、「下書き」の意味で記されることもあるらしいが、ここでは、「控え」の意味で用いる。

(4) 典型的な例として、五島美術館所蔵のいわゆる「反故懐紙」（小松茂美著『古筆』（講談社、昭和四十七年刊）、「定

家様」（五島美術館展示図録、一九八七年）、「京都冷泉家「国宝明月記」（五島美術館展示図録、二〇〇四年）等さまざまな所に写真が掲げられている。）を挙げることができる。これは、「詠初冬嵐和歌」という題と「左近衛権少将藤原定家」という位置を書き、「けふよりはふゆのあらしのたつたかは」まで上句を書いて筆を止め、その後、「夜へめされ候て……」以下、長い日記的な文章が記され、題の前の余白に小さな文字で、「社頭霜／神かきや秋にはあへぬくすのはも／けさおくしもにふりやはてなん」と題と歌が書き込まれている。この懐紙については、拙稿「藤原定家の詠草覚書」（『実践国文学』十七号、昭和五十五年三月）に詳述したが、正治二年十月一日の後鳥羽院御所で行われた当座歌合のことを翌日に記したもので、定家が初めて院の御前で判を単独で下すようにとの仰せを蒙った時の感激の余韻覚めやらぬままに書き記した文章である。「社頭霜」の和歌は、「東路月」題の和歌と二首、別の歌会の時の歌であつて、右の拙稿では、同日の後番歌合の歌かと考えたが、むしろ、後日の別の歌会の歌を思いついた時に反故の余白に書き込んだものと考えべきだったと思う。

(5) 『定家様』（五島美術館展示図録、一九八七年）に収録されている定家筆の書状六点（当該野村の写しを除く）も署名はすべて草名である。